

令和6年12月吉日  
福島ガス株式会社

## 国の「電気・ガス価格激変緩和事業(国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策)」に係る運用について

平素より弊社のガスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

弊社は、経済産業省の「電気・ガス価格激変緩和対策事業（以下、「本事業」）」への参画に伴い、これまで令和6年9月検針分～11月検針分のガス料金について値引きを実施しておりますが、政府の方針に基づき、令和7年2月検針分～4月検針分の値引きを実施することといたしました。

なお、本事業による値引きを受けるにあたってのお客さまご自身でのお手続きや当社へのご連絡は不要です。

### 記

#### 本事業の概要

経済産業省のホームページ (<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>) でご確認ください。

#### 国が指定する値引き単価及び対象期間

- ・令和7年2月の検針分から令和7年3月の検針分までにおいては、10円（1立方メートル当たり）（税込）
- ・令和7年4月の検針分は、5円（1立方メートル当たり）（税込）

※ただし、年間契約量が1,000万立方メートル以上のお客様、LPガス供給地区（高圧、旧簡易ガス地区）のお客様は対象外となります。

本事業の目的・概要などは、経済産業省の「電気・ガス価格激変緩和対策 事務局需要家向け窓口」または弊社へお問い合わせください。

#### ◆経済産業省「電気・ガス価格激変緩和対策 事務局需要家向け窓口」

TEL：0120-013-305

受付時間 9：00～17：00（年末年始を除く）

#### ◆福島ガス株式会社

TEL：024-534-2176（代表）

受付時間 8：30～17：00（土・日・祝日除く）

以上